

平成28年度第2回 我孫子市建築審査会会議録（公開用）

日 時 平成29年1月26日（金）15時30分から
場 所 我孫子市議事堂第1委員会室
出席者 委 員 吉田会長、樋口会長代理、田中委員、坂口委員
事務局 建築住宅課：伊藤課長
建築指導担当：木村主査長、古泉主査長
企画調整担当：船木主査長、掛川主査
傍聴人 0名（公開）

会議の概要

1. 開会

- ・開会宣言
- ・委員4名出席。我孫子市建築審査会条例第5条第2項の規定により会議が成立していることを報告。

2. 挨拶

- ・伊藤課長より挨拶

3. 議題（詳細-別紙議事録参照）

- ・会長が議長となり進行。
- ・我孫子市情報公開条例第22条の規定により、案件第1号は公開、案件第2号は非公開とすることを議長より報告。傍聴者0名。
- ・案件第1号
建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について
決定事項 許可について同意
- ・案件第2号
建築基準法第43条第1項ただし書きの規定による許可の同意について
決定事項 許可について同意
- ・その他
特になし

4. 連絡事項

- ・会議録の作成について、我孫子市建築審査会条例施行規則第2条の規定により、事務局で作成し、吉田会長が照合の後、署名することを確認した。
- ・建築審査会にて使用した案件資料については、審査会終了後回収する。
- ・今年度の今後の開催については、予定がないことを報告。

5. 閉会

- ・閉会宣言

会議の公開について

議長： 本日の会議は、案件が2件有り、公共性施設及び個人住宅の許可申請であるため、我孫子市情報公開条例第22条の規定に基づき、公共性施設の案件は公開とし、個人住宅の案件は非公開とさせていただきます。

議題に入る前に、事務局は本日の傍聴者の状況を報告してください。

事務局： 本日の傍聴希望者は、いませんでしたので、ご報告いたします。

案件第1号について

(1) 建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について

資料：案件第1号資料、スライド：同左

事務局： 案件第1号「建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について」説明します。

本案件は、平成29年1月6日付けで許可申請がありました。

案件の説明の前に、建築基準法第44条について説明します。法令集68ページの法第44条をお開きください。

建築基準法第44条は道路内の建築制限が規定されていますが、例外的に道路内に建築できるものとして第1号から第4号に規定する4種類が定められています。

本案件は、第2号に該当する建築物です。

条文を読み上げますと「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」と定められていることから、許可にあたっては本審査会の同意が必要となります。

今回の許可申請につきまして、資料の1ページ目より説明します。

スライドをご覧ください。

申請者は、「我孫子市長 星野順一郎」です。

建築物主要用途は、「タクシー乗降場の上屋」です。

敷地の地名地番は、我孫子市柴崎台1丁目32番の一部であり、これは道路の一部となります。

許可条項は、建築基準法第44条第1項第2号です。

許可基準は資料の2ページ目になります。

許可基準については、建築審査会でご審議いただき平成25年5月から施行しています。

申請建築物は、許可基準の1 計画建築物の用途のうちの「タクシー乗り場上屋」に該当します。

また、許可基準の2 所轄の道路管理者及び警察署長の通行上支障がない旨の意見が添えられていること。についても、資料の3ページ目、4ページ目に添付してありますとおり、道路管理者である我孫子市道路課長及び我孫子警察署長から通行上支障ない旨の意見が添えられています。

資料の1ページ目に戻りまして、申請理由を読み上げます。

『天王台北口駅前広場では、障害者などの安全、かつ、円滑な駅へのアクセスを図るため、我孫子市が障害者用乗降場の設置を予定しており、これに伴ってタクシー乗降場を移設する予定です。今回、整備するタクシー乗降場の上屋は、移設後のタクシー乗降場に設置するものです。

タクシー利用については、周辺地区の住民や大規模事業所などの施設の利用者、従業員が利用しています。また、この周辺地区においては高齢化が進展しており、高齢者の生活の足としてタクシー交通の公共交通機関としての重要性が大きくなっています。

このように、本事業はタクシー利用者の安全性及び利便性を確保する観点から公共性の高い事業であり、道路管理者及び警察との通行上支障ない旨の協議が整ったものであるため許可申請するものです。』

申請建築物の概要は次のとおりです。

敷地面積 28.80 m²。

建築面積及び延べ床面積は 11.32 m²。

構造はアルミニウム造。

最高高さは 2.465 m となっています。

最高の軒高さは 2.424 m となっています。

申請のイメージがわかりやすいように資料の5ページ目の上段に申請建築物のカタログ写真を添付しています。また、同ページの下段は許可対象敷地の現況写真となり、赤色で囲われた範囲が今回の許可申請敷地となります。

また、写真左手に設置されている上屋が既存のタクシー乗降場の上屋になり、今回の新設工事と同時に撤去されます。

資料6ページ目は、案内図です。

資料7ページ目は、位置図です。

緑色で塗りつぶしている範囲が申請敷地となります。

資料8ページ目は、配置図です。

緑色で塗りつぶしている範囲が申請敷地となります。また、申請建築物を赤色で示しています。

歩道のうち最少となる通行可能な部分は青色で示す部分となり、有効幅員は 7.65 m です。

天王台駅の乗車人員から換算した通行量の想定も検討されており、ピーク時（朝7時～9時）で間口 7.65 m に1分あたり 16人の通過となり、この建築物による通行上の支障はないものと判断できます。

資料9ページ目は、平面図と屋根伏図です。

資料10ページ目は、立面図と断面図です。

以上のように、申請建築物は用途上も通行上の支障もないと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありました本案件につきまして、委員の皆様、ご意見ご質問等ございましたらお受けいたします。

議 長： これは片持ちですか。

事務局： はい、そうです。

議 長： 面積設定は、28㎡でしたか。

事務局： はい。

議 長： 片持ちで、面積はセンターから1m後退ですか。

事務局： 今回の面積の取り方は、想定されている敷地面積は28.8㎡で、建築面積は11.32㎡。これはセンターから1m後退でなく、投影面積が11.32㎡です。

議 長： 面積に余裕を持っているということですか。

事務局： 申請者が道路課であるので、敷地に余裕があるので、敷地面積を厳しくする必要がないという事で、この申請になっています。

議 長： 施工する際、メーカーの型番が違って変更になっても許可の範囲内ですか。

事務局： 許可の範囲内です。

議 長： ご意見はございませんか。

特段無いようでしたら、案件第1号については同意することとしてよろしいですか。

委 員： (異議なし)

議 長： それでは本案件については同意することにします。

案件第2号について

非公開とします。